

令和元年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

R2 監 監 第 365 号

令和 2 年 8 月 25 日

仙台市長 郡 和 子 様

仙台市監査委員	小 林 仁
同	須 藤 裕 州
同	佐 藤 正 昭
同	岩 渕 健 彦

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和元年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

健全化判断比率審査

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の日程	1
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	1
第5	審査の結果	1
第6	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	3
	(3) 実質公債費比率	4
	(4) 将来負担比率	5

資金不足比率審査

第1	審査の種類	7
第2	審査の対象	7
第3	審査の日程	7
第4	審査の着眼点及び主な実施内容等	7
第5	審査の結果	7
第6	資金不足比率の状況	8
	(1) 下水道事業会計	8
	(2) 自動車運送事業会計	8
	(3) 高速鉄道事業会計	9
	(4) 水道事業会計	9
	(5) ガス事業会計	10
	(6) 病院事業会計	10
	(7) 中央卸売市場事業特別会計	11
	(参考)算定式及び用語の説明	12

令和元年度決算に基づく仙台市健全化判断比率審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査

第2 審査の対象

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和2年7月31日から同年8月20日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

下の表に記載のとおり、各比率とも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率	平成30年度	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	16.25 %
実質公債費比率	7.2 %	6.1 %	25 %
将来負担比率	85.5 %	78.8 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」で表示した。

第6 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率)} \quad [\text{ — }] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} \quad [\text{ — }]}{\text{(標準財政規模)} \quad 276,061,307 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税交付額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。

一般会計等実質収支額は3,819,284千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度3,311,242千円に比べ508,042千円増加している。これは、一般会計の実質収支額が増加したこと等による。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
歳入総額 ①	634,112,638	667,251,215	33,138,577
歳出総額 ②	620,737,570	657,824,725	37,087,155
歳入歳出差引額 ③=①-②	13,375,068	9,426,490	△ 3,948,578
翌年度に繰り越すべき財源 ④	10,063,826	5,607,206	△ 4,456,620
一般会計等実質収支額 ③-④	3,311,242	3,819,284	508,042

(2) 連結実質赤字比率

$$\begin{array}{c}
 \text{(連結実質赤字額)} \quad [\quad - \quad] \\
 \text{(連結実質赤字比率)} \quad [\quad - \quad] = \frac{\quad}{\text{(標準財政規模)} \quad 276,061,307 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

連結実質収支額は 36,992,618 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであり、連結実質収支額は前年度 38,221,116 千円に比べ 1,228,498 千円減少している。これは、ガス事業会計の資金剰余額及び一般会計の実質収支額が増加したものの、下水道事業会計、水道事業会計及び高速鉄道事業会計の資金剰余額が減少したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実質収支額又は 資金不足額・剰余額		増 減	
		平成30年度	令和元年度		
一般会計等		3,311,242	3,819,284	508,042	
一般会計		3,245,112	3,733,343	488,231	
一般会計等に属する 特別会計	都市改造事業特別会計	0	0	0	
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
	公債管理特別会計	0	0	0	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
	新墓園事業特別会計	66,130	85,941	19,811	
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	216,231	294,583	78,352	
	駐車場事業特別会計	0	0	0	
	介護保険事業特別会計	2,127,771	1,850,250	△ 277,521	
	後期高齢者医療事業特別会計	77,440	67,891	△ 9,549	
公営企業会計	法適用企業	下水道事業会計	9,192,471	8,226,787	△ 965,684
		自動車運送事業会計	△ 439,012	△ 291,933	147,079
		高速鉄道事業会計	569,449	0	△ 569,449
		水道事業会計	16,445,587	15,626,187	△ 819,400
		ガス事業会計	4,049,370	4,677,679	628,309
		病院事業会計	2,670,567	2,721,890	51,323
	法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		38,221,116	36,992,618	△ 1,228,498	

※高速鉄道事業会計及び中央卸売市場事業特別会計においては解消可能資金不足額を控除した結果、資金不足は生じなかったため0としている。

※国の予算を貸付原資とする母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計における剰余金は、翌年度の貸付財源とするために事業繰越として取り扱うことから、実質収支額が0となっている。

(3) 実質公債費比率

平成 29 年度 (実質公債費比率) = 6.04107%	$\frac{(32,494,653 \text{ 千円} + 32,474,030 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(15,063,108 \text{ 千円} + 35,491,300 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{274,096,100 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{35,491,300 \text{ 千円}}$
平成 30 年度 (実質公債費比率) = 6.01705%	$\frac{(32,212,115 \text{ 千円} + 33,211,129 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(15,731,314 \text{ 千円} + 35,157,417 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{276,712,919 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{35,157,417 \text{ 千円}}$
令和元年度 (実質公債費比率) = 6.41214%	$\frac{(33,937,594 \text{ 千円} + 33,003,139 \text{ 千円})}{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)} - \frac{(17,428,618 \text{ 千円} + 33,990,168 \text{ 千円})}{(特定財源 + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
	$\frac{\text{(標準財政規模)}}{276,061,307 \text{ 千円}} - \frac{\text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{33,990,168 \text{ 千円}}$
平成 29 年度から令和元年度までの 3 か年平均 = 6.1%	

実質公債費比率は、平成 29 年度から令和元年度までの 3 か年平均で 6.1%となっており、早期健全化基準 25%を下回っている。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであり、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年平均 7.2%に比べ 1.1 ポイント低下している。単年度の比率については、令和元年度が 6.41214%となっており、前年度 6.01705%に比べ 0.39509 ポイント上昇している。

第3表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
平成28年度 (単年度)	9.61194%
平成29年度 (単年度)	6.04107%
平成30年度 (単年度)	6.01705%
令和元年度 (単年度)	6.41214%
実質公債費比率 (28年度～30年度の3か年平均)	7.2%
実質公債費比率 (29年度～元年度の3か年平均)	6.1%
早期健全化基準	25%

(4) 将来負担比率

(将来負担比率) 78.8% =	1,069,063,755 千円	878,251,011 千円
	(将来負担額)	－ (充当可能財源等)
	(標準財政規模)	－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	276,061,307 千円	33,990,168 千円

将来負担比率は 78.8%となっており、前年度 85.5%に比べ 6.7 ポイント低下し、早期健全化基準 400%を下回っている。

なお、将来負担額の内訳及び対前年度比較は第 4－1 表、充当可能財源等の内訳及び対前年度比較は第 4－2 表のとおりである。

将来負担額は 1,069,063,755 千円であり、前年度 1,088,404,343 千円に比べ 19,340,588 千円減少している。これは、公営企業債等繰入見込額、地方債の現在高、退職手当負担見込額が減少したこと等による。

一方、充当可能財源等は 878,251,011 千円であり、前年度 881,663,025 千円に比べ、3,412,014 千円減少している。これは、充当可能特定歳入が増加したものの、充当可能基金、地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減少したことによる。

第 4－1 表(将来負担額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	平成30年度		令和元年度		増 減
	金 額	全体に占める割合	金 額	全体に占める割合	
地方債の現在高	878,632,372	80.7%	873,396,536	81.7%	△ 5,235,836
債務負担行為に基づく支出予定額	17,782,698	1.6%	16,071,717	1.5%	△ 1,710,981
公営企業債等繰入見込額	101,510,046	9.3%	92,930,473	8.7%	△ 8,579,573
組合負担等見込額	0	0.0%	0	0.0%	0
退職手当負担見込額	90,131,881	8.3%	86,149,411	8.1%	△ 3,982,470
設立法人の負債額等負担見込額	347,346	0.0%	515,618	0.0%	168,272
連結実質赤字額	-	-	-	-	-
組合等連結実質赤字額負担見込額	-	-	-	-	-
合 計	1,088,404,343	100.0%	1,069,063,755	100.0%	△ 19,340,588

第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
充当可能基金	238,791,260	235,600,253	△3,191,007
充当可能特定歳入	132,840,063	134,177,257	1,337,194
(うち都市計画税)	(89,244,990)	(94,857,910)	(5,612,920)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	510,031,702	508,473,501	△1,558,201
合 計	881,663,025	878,251,011	△3,412,014

令和元年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

資金不足比率審査

第2 審査の対象

令和元年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の日程

令和2年7月1日から同年8月20日まで

第4 審査の着眼点及び主な実施内容等

今回の審査は、仙台市監査基準に従い、各事業の資金不足比率に関し、計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかとの観点から、算定の経過及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明聴取等の方法により実施した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

資金不足比率

事業名	平成30年度	令和元年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	20%
自動車運送事業	6.5%	4.3%	
高速鉄道事業	—	—	
水道事業	—	—	
ガス事業	—	—	
病院事業	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	

(注) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

第6 資金不足比率の状況

(1) 下水道事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A = a + b - c)	△ 9,192,471	△ 8,226,787	965,684
流動負債 (a)	12,315,501	7,813,495	△ 4,502,006
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	21,507,972	16,040,282	△ 5,467,690
事業規模 (B)	23,217,688	23,046,057	△ 171,631
資金不足比率 (A / B × 100)	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(2) 自動車運送事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	439,012	291,933	△ 147,079
(A = a + b - c - d)	439,012	291,933	△ 147,079
流動負債 (a)	2,072,129	1,859,043	△ 213,086
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	1,633,117	1,567,110	△ 66,007
解消可能資金不足額 (d)	0	0	-
事業規模 (B)	6,723,134	6,683,714	△ 39,420
資金不足比率 (A / B × 100)	6.5%	4.3%	△ 2.2

- ・当年度は、 $a + b - c = 291,933$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、累積償還・償却差額算定方式により算出している。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、資金不足が 291,933 千円となった。
- ・資金不足額 (A) を事業規模 (B) で除した資金不足比率は 4.3% で、前年度より 2.2 ポイント改善している。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(3) 高速鉄道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	△ 569,449	△ 10,239,110	△ 9,669,661
流動負債 (a)	6,291,206	5,543,592	△ 747,614
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	6,860,655	5,338,462	△ 1,522,193
解消可能資金不足額 (d)	-	10,444,240	10,444,240
事業規模 (B)	17,256,858	17,236,002	△ 20,856
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 205,130$ 千円 >0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出している。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を除いている。

(4) 水道事業会計（地方公営企業法適用）

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 16,445,587	△ 15,626,187	819,400
流動負債 (a)	5,939,092	6,395,049	455,957
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	22,384,679	22,021,236	△ 363,443
事業規模 (B)	24,833,571	24,631,629	△ 201,942
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債 (a) は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(5) ガス事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 4,049,370	△ 4,677,679	△ 628,309
流動負債（a）	4,207,227	4,372,525	165,298
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	8,256,597	9,050,204	793,607
事業規模（B）	34,010,141	33,128,800	△ 881,341
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(6) 病院事業会計（地方公営企業法適用）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c$)	△ 2,670,567	△ 2,721,890	△ 51,323
流動負債（a）	2,107,693	2,120,466	12,773
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	4,778,260	4,842,356	64,096
事業規模（B）	15,398,066	15,789,735	391,669
資金不足比率（ $A / B \times 100$ ）	-	-	-

- ・当年度は、 $A < 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動負債（a）は、翌年度に償還する企業債を控除している。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（地方公営企業法非適用）

（単位：千円）

区 分	平成30年度	令和元年度	増減
資金不足額	-	-	-
($A = a + b - c - d$)	0	0	0
歳出額 (a)	3,067,908	2,807,643	△ 260,265
算入地方債現在高 (b)	50,000	49,820	△ 180
歳入額 (c)	3,067,908	2,807,643	△ 260,265
解消可能資金不足額 (d)	50,000	49,820	△ 180
事業規模 (B)	1,464,882	1,440,626	△ 24,256
資金不足比率 ($A / B \times 100$)	-	-	-

- ・当年度は、 $a + b - c = 49,820$ 千円 > 0 となることから、算式に解消可能資金不足額 (d) を算入している。
- ・歳入額 (c) は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。
- ・解消可能資金不足額 (d) は、算入地方債現在高 (b) のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高である。
- ・解消可能資金不足額 (d) を控除した結果、 $A = 0$ であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(参考) 算定式及び用語の説明

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

【用語】

・資金不足額

(法適用)

(流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

(法非適用)

(歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額 c) - 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

※歳入額 c は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

・算入地方債現在高 b

建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

・解消可能資金不足額 d

次の①～③のいずれかの方法により算定された額に、④又は⑤の地方債の額を加えたもの

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

④ 算入地方債現在高のうち、経常利益がある法適用企業（又は経常利益に相当する額がある法非適用企業）が起こした地方債の現在高

⑤ 算入地方債現在高のうち、法令の規定により総務大臣の同意を得て起こした地方債の現在高

・翌年度に繰り越すべき財源

繰越明許費繰越額、事故繰越繰越額等の合算額から、これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模

(法適用)

営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用)

営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

